

国民健康保険税率、 賦課限度額がかわりました

今年度から後期高齢者（長寿）医療制度創設に伴い、今までの「医療分」、「介護分」の算出方法から「医療分」、「支援分」、「介護分」の3つに分ける算出方法への改正対応も含め、国民健康保険税の公平かつ適正な賦課徴収を図るため、税率と税額の改正を行いました。

医療費などの大幅な伸びにより、国民健康保険の運営は年々厳しい状況となっています。税算定区分の介護保険分で、介護保険に対する拠出金の負担率が数年間上昇し、財源となる税が下回っているため、適正な賦課とするものです。

国民健康保険税の特別徴収に 該当される方へ

特別徴収（年金天引き）の方で、国民健康保険税の滞納がない方は、口座振替依頼書を保険課（国保係）へ提出することにより、特別徴収から口座振替に変更できます。特別徴収の停止には少し日数がかかりますのでご了承ください。口座振替の手続きには、通帳、通帳印が必要です。

【取り扱い金融機関】(株)三菱東京UFJ銀行、あいち知多農業協同組合、(株)名古屋銀行、知多信用金庫、(株)愛知銀行、ゆうちょ銀行・各郵便局、(株)中京銀行、半田信用金庫
問い合わせ先 保険課国保係 ☎(48)1111(内214・216)

区分	税目区分	適用	平成19年度	平成20年度
医療分	所得割	総所得金額 1	5.0%	3.0%
	資産割	固定資産税(土地、家屋)	58.0%	30.0%
	均等割	加入者1人につき	25,000円	15,000円
	平等割	1世帯当たり	30,000円	19,000円
2	賦課限度額		500,000円	430,000円
支援分	所得割	総所得金額 1	-	1.5%
	資産割	固定資産税(土地、家屋)	-	10.0%
	均等割	加入者1人につき	-	7,000円
	平等割	1世帯当たり	-	7,000円
2	賦課限度額		-	120,000円
介護分	所得割	総所得金額 1	0.5%	1.0%
	資産割	固定資産税(土地、家屋)	6.0%	15.0%
	均等割	加入者1人につき	7,000円	10,000円
	平等割	1世帯当たり	4,000円	8,000円
3	賦課限度額		70,000円	90,000円
合計	所得割		5.5%	5.5%
	資産割		64.0%	55.0%
	均等割		32,000円	32,000円
	平等割		34,000円	34,000円
		賦課限度額	570,000円	640,000円

1 総所得金額とは賦課期日の属する年の前年の所得金額から33万円を控除した金額です。

2 医療分、支援分の対象者は、すべての国民健康保険加入者

3 介護分の対象者は、40歳～65歳未満の国民健康保険加入者(第2号被保険者)

介護保険事業計画・ 老人保健福祉計画策定委員会委員を募集

平成21年度から23年度までの介護保険事業や高齢者の保健・福祉施策に関する計画策定のための委員会の委員の一部を町民の方から公募します。

公募人数と応募資格

平成20年8月1日現在で、町内在住の満40歳以上64歳未満の方 2人
平成20年8月1日現在で、町内在住の満65歳以上の方 2人
(平日の日中に開催される委員会に出席できる方に限ります。)

委嘱予定期間

平成20年9月委嘱日から平成21年3月31日まで
応募方法

住所、氏名、生年月日、性別、電話番号を記入の上、「介護保険について」または「高齢者福祉」をテーマにした意見・考えを400字詰原稿用紙2枚以内にまとめ、役場保険課介護保険係へ封書で提出してください。

応募多数の場合は、審査により決定します。

応募期限 8月15日(金)必着

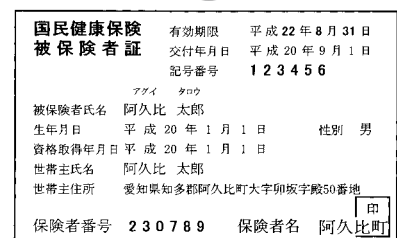
問い合わせ先 保険課介護保険係

☎(48)1111(内228)

9月から「国民健康保険被保険者証」が カード化になります

旧

新



平成20年8月31日で「国民健康保険被保険者証」の有効期間が満了します。

新しい「国民健康保険被保険者証(カード化)」を、8月中に配達記録郵便(受取印必要)で郵送します。

今回の更新で「国民健康保険被保険者証」はカード化され、被保険者1人1枚ずつ発行されることとなります。この新しい「国民健康保険被保険者証(カード化)」は、9月1日から使用可能となります。

問い合わせ先

保険課国保係 ☎(48)1111(内214・216)